

平成24年（ワ）第3671号外 大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本 修三 外

被告 国 外1名

原告第104準備書面

—被告国第5準備書面批判と水戸地裁判決の意義—

2023年（令和5年）12月13日

京都地方裁判所 第6民事部合議はB係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 出口 治 男

同 渡 辺 輝 人

外

第1 被告国第5準備書面批判

1 原子力発電所の安全規制と深層防護

被告国は、第5準備書面において、深層防護の意義として、「深層防護とは、一般に、安全に対する脅威から人を守ることを目的として、ある目標を持った幾つかの障壁（防護レベル、防護階層）を用意して、あるレベルの防護に失敗したら次のレベルで防護するというものであり、その際、前の防護レベルを否定する考え方（すなわち、前の防護レベルが万一機能しないとした場合を仮定する考え方）に基づいて防護策を多段階に配置し、各防護レベルが適切な要求水準を保ち、かつ、独立的に効果を発揮することとする考え方である。」「このような深層防護の考え方の基礎には『前段否定・後段否定』という考え方がある。」「予防的な観点から、あえて、それぞれの防護を各々独立した対策と捉え、前段階の防護は奏功せず、後続の段階の防護には期待できないという前提の下、対策を講じることとする考え方である。」と述べる（国第5準備書面9～10頁）。

また、被告国は、原子力発電所の安全規制においても、「不確かさに対処しつつリスクの顕在化を徹底的に防ぐため、従前から深層防護の考え方を適用することが有効とされており、これは国際原子力機関（IAEA）においても採用されてきた。」と述べる（同10頁）。

原子力発電所の深層防護については、これまで原告らも繰り返し主張してきたとおり、また、被告国も第5準備書面11頁以下で述べるとおり、5段階の深層防護によるとされている。そして、その第5の防護階層について、被告国は、『事故に起因して発生しうる放射性物質の放出による放射線の影響を緩和すること』を目的として、『十分な装備を備えた緊急時対応施設の整備と、所内と所外の緊急事態の対応に対する緊急時計画と緊急時手順の整備が必要である』というものである。」と述べ、原子力発電所の周辺住民の避難計画に関する事項について、第5の防護階層に位置づけられると述べている（同13頁）。

2 第5層の深層防護のみを別異に取り扱う被告国の主張の問題点

上述したとおり、被告国は、原子力発電所の安全規制については、5層の深層防護の考え方によっており、深層防護の考え方としては、前段の防護レベルが機能しない、奏功しないことを前提として、各々の防護レベルが独立して適切な要

求水準を保ち、独立的に効果を発揮することが必要である、と述べている。

しかしながら、他方で、避難計画等第5の深層防護について、「深層防護の考え方における第1から第4までの防護階層に相当する事項の有効性が確認されている場合、第5の防護階層である原子力防災対策に対する避難計画等に係る事情のみをもって原告らの生命、身体、健康に対する具体的危険性を肯定する余地はないというべきである。」と主張する（同25頁）。

被告国のかかる主張につき、第1から第4までの防護階層に相当する事項の有効性が確認されているとの点については、新規制基準そのものの問題点や、新規制基準に適合したことをもって安全性を確認することはできないことについては、原告らがこれまで繰り返し主張してきたとおりである。しかしながら、その点を差し措いたとしても、避難計画等、5層の深層防護のみを別異に取り扱うことについては、極めて矛盾したものであると言わざるを得ない。

すなわち、原子力発電所の安全規制については、5層の深層防護の考え方が取られているのであり、第1層から第4層までのすべての防護レベルが機能しない、奏功しないことを前提として、避難計画等第5層の深層防護が独立して適切な要求水準を保つことが必要とされていることは、すでに述べたとおりである。加えて、第1層から第5層までのすべての防護階層において、すべて同様に独立して適切な要求水準が保たれていることが、安全水準として必要なのであり、かかる安全水準が満たされないのであれば、まさに、原告らの生命、身体、健康の安全を具体的に脅かすことになるのである。

被告国の「第1から第4までの防護階層に相当する事項の有効性が確認されている場合、第5の防護階層である原子力防災対策に対する避難計画等に係る事情のみをもって原告らの生命、身体、健康に対する具体的危険性を肯定する余地はない」との上記主張は、深層防護の考え方を否定した主張であり、原子力発電所の安全規制について誤った主張であると言わざるを得ない。

第2 避難計画の不備を理由に運転差止めを認めた水戸地裁判決

1 避難計画の不備を理由に運転差止めを認めた水戸地裁判決

第5層の深層防護である、原子力災害時の避難計画等について、適切な要求水準が求められることを認めたのが、東海第二原発にかかる水戸地裁令和3年3月

18日判決（甲589号証）である。

すなわち、水戸地裁判決は、「原子力災害対策指針は、UPZ外の地域においても防護措置が必要となる場合を想定していないわけではないものの、原子力災害対策重点区域として異常事態の発生を仮定しその影響の及ぶ可能性があるとしてあらかじめ重点的に対策を講じておくことが必要とされる区域（PAZ及びUPZ）を設定していることに照らすと、深層防護の第5のレベルが達成されているというためには、少なくとも、原子力災害対策指針において、原子力災害対策重点区域、すなわちPAZ及びUPZにおいて、全面緊急事態に至った場合、同指針による段階的避難等の防護措置が実現可能な計画及びこれを実行し得る体制が整っていないなければならないというべきである。」「深層防護の第5の防護レベルについても、大規模地震、大津波、火山の噴火等の自然現象による原子力災害を想定した上で、実現可能な避難計画が策定され、これを実行し得る体制が整っていないならば、PAZ及びUPZの住民との関係において、深層防護の第5の防護レベルが達成されているということはできないのであって、人格権侵害の具体的危険がある」と判示した（甲589号証725～726頁）。

その上で、茨城県、PAZ及びUPZの市町村の避難計画及び原子力防災体制について検討し、「本件発電所のPAZ及びUPZにおいて、原子力災害対策指針の想定する段階的避難等の防護措置が実現可能な避難計画及びこれを実行し得る体制が整えられているというにはほど遠い状態にあるといわざるを得ず、PAZ及びUPZ内の原告らとの関係において、避難計画等の深層防護の第5の防護レベルは達成されておらず、PAZ及びUPZ内の避難対象人口に照らすと、今後これを達成することも相当困難と考えられる。」と判示し（同729頁）、PAZ及びUPZ内の住民である原告らについて、人格権侵害の具体的危険があると認めたのである（同730頁）。

また、東北電力女川原発2号機の再稼働差止訴訟において、仙台高裁は、控訴審第1回口頭弁論後の進行協議期日において、暫定的な考え方として、避難計画が合理的といえない場合は人格権侵害の具体的危険を認める余地があることを示唆し、避難計画の実効性の判断に踏み込む考えを示したと報じられている（甲631号証）。

上記水戸地裁判決が、PAZ及びUPZ圏内の住民に限定して、深層防護の第

5の防護レベルが達成されておらず、人格権侵害の具体的危険があると認めた点については、決して十分なものとは言えない。すなわち、原子力発電所においてシビアアクシデントが発生した際に、その放射性物質の拡散に伴う被害は、決して約30キロ圏内とされるUPZ圏内にとどまるものではなく、現に、福島第一原発事故では、原発から約30キロ以上離れている飯舘村が全村避難を余儀なくされている。

しかしながら、不十分ながらも、実現可能な避難計画及びこれを実行し得る体制という、第5層の深層防護が充足しなければ、原子力発電所の安全規制をクリアしたことにはならない、このことを裁判所が判断したことについては十分に評価されなければならない。すでに述べたとおり、原子力発電所の安全規制が5層の深層防護の考え方を採用しており、第5層の深層防護は、第1層から第4層までが奏功しないことを前提に、独立して適切な要求水準に達してなければならない、すなわち、独立した安全基準として充足しなければならないのである。

この点、仙台高裁が、避難計画が合理的といえない場合は人格権侵害の具体的危険を認める余地があることを示唆したと報じられていることも、同様である。

原告らは、これまで、大飯地域の緊急時対応を始めとする、大飯原発、そして、近隣の高浜原発についての避難計画が、決して実現可能なものではないことを繰り返し主張し、立証してきた。そして、これまで毎回の期日において、UPZ圏内に居住し、また、学校、病院、福祉施設などで働き、農業を営むなどする原告らが、その避難の困難性を繰り返し訴え続けてきたのである。裁判所は、この切実な訴えに真摯に耳を傾け、第5層の深層防護、実現可能な避難計画とそれを実行しうる体制がない以上、大飯原発は運転してはならないとの判断を下さなければならない。

以上